

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年4月11日

【発行者名】 楽天投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 東 眞之

【本店の所在の場所】 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号

【事務連絡者氏名】 石舘 真
連絡場所：東京都世田谷区玉川一丁目14番1号

【電話番号】 03 - 6432 - 7746

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 楽天米国コア・アロケーション（毎月分配型）
楽天米国コア・アロケーション（資産成長型）

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 各ファンド2,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2018年8月14日付で提出した有価証券届出書（2019年2月12日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」といいます。）について、繰上償還に伴う所要の変更等を行うため、本訂正届出書を提出するものです。

【訂正の内容】

原届出書において、以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正し、また、更新します。

_____部分は、訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

（7）【申込期間】

<訂正前>

2018年8月15日から2019年8月13日まで

申込みの受付は、委託会社および販売会社の営業日に行います。ただし、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日にはお申込みの受付は行いません。詳細については、販売会社にお問い合わせください。

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

<訂正後>

2018年8月15日から2019年4月18日まで

申込みの受付は、委託会社および販売会社の営業日に行います。ただし、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日にはお申込みの受付は行いません。詳細については、販売会社にお問い合わせください。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（2）【ファンドの沿革】

<訂正前>

平成29年5月30日 投資信託契約締結、当ファンドの設定日・運用開始

<訂正後>

平成29年5月30日 投資信託契約締結、当ファンドの設定日・運用開始

平成31年4月25日 当ファンドの信託終了（予定）

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

（1）取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。なお、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。

ただし、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日には、取得申込みはできません。

（後略）

<訂正後>

（1）取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。なお、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。

ただし、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日には、取得申込みはできません。

(注) 当ファンドの取得申込みの受付は2019年4月18日までです。なお、当ファンドは2019年4月25日に信託を終了します。

(後略)

2【換金(解約)手続等】

<訂正前>

(1) 一部解約の実行の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。一部解約の実行の請求が行われ、かつ当該請求の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。なお、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求は翌営業日の取扱いとなります。

ただし、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日には、換金の請求はできません。

(後略)

<訂正後>

(1) 一部解約の実行の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。一部解約の実行の請求が行われ、かつ当該請求の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。なお、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求は翌営業日の取扱いとなります。

ただし、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日には、換金の請求はできません。

(注) 当ファンドの換金申込みの受付は2019年4月18日までです。なお、当ファンドは2019年4月25日に信託を終了します。

(後略)

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

信託期間は、投資信託契約締結日から2027年5月12日までです。

ただし、委託会社は一定の条件により信託期間を延長または繰上償還する場合があります。

<訂正後>

信託期間は、投資信託契約締結日から2019年4月25日までです。